

平成30年9月1日制定

令和6年3月31日最終改正

建設工事等の入札に係る積算疑義申立て手続きに関する取扱（試行）要領

（趣旨）

第1条 この要領は、周南市が発注する建設工事等（以下「工事等」という。）に係る競争入札の透明性及び公平性を確保するため、入札に参加した者が、工事等に係る積算内容の疑義申立てを行う場合の手続きについて必要な事項を定めるものとする。

（積算疑義申立ての対象）

第2条 工事等に係る積算内容の疑義申立ては、入札を執行する工事等（落札候補者が決定しなかった場合の入札を除く。以下同じ。）のうち、設計金額が1000万円以上の土木系工事及び土木系測量・建設コンサルタント等業務（予定価格の全てを見積りにより算出したもの又は最低制限価格を算出できないものを除く。）を対象とし、入札後に公表する金額入り積算内訳（金額及び数量が記載された積算内訳をいう。以下同じ。）を確認しなければ判明しない積算上の疑義（以下「積算疑義」という。）を申立ての対象とする。

2 土木系工事については、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）土木等一般工事
- （2）土木系機械設備工事
- （3）土木系電気設備工事

（入札参加者への周知）

第3条 前条の規定による対象工事等については、入札公告又は指名通知の際に明示するものとする。

（入札の執行）

第4条 第2条の規定による対象工事等について、入札執行者は「積算疑義申立て対象工事等であるため、入札を保留する」旨を宣言し、入札を終了するものとする。

(積算内容の公表)

第5条 前条の保留宣言後速やかに周南市入札情報公開システムにより金額が記載された積算内訳を公表する。

2 前項の公表内容等については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 土木系工事は、工事工種体系の種別レベル3まで。

(2) 土木系測量・建設コンサルタント等業務は、業務業種体系の種別レベル3まで。

(積算疑義申立ての方法)

第6条 入札参加者(積算疑義申立ての対象となる入札に参加した者をいう。以下同じ。)は、積算疑義があるときは、入札日(開札日)を1日目として3日目(本市の休日を除く)の午後4時までに積算疑義申立書を入札執行者へ持参して提出することにより積算疑義を申し立てることができる。

(積算疑義申立て内容の確認)

第7条 入札執行者は、前条により提出された積算疑義申立書を工事等担当課長に送付するものとし、工事等担当課長は、積算疑義申立書の送付があったときは、速やかに積算疑義申立て内容を確認しなければならない。

(積算疑義の申立て対象外のもの)

第8条 第6条の規定にかかわらず、積算疑義の申立てが次のいずれかに該当するときは、積算疑義の申立てとして取り扱わないものとし、市長はその旨を積算疑義申立者(以下「申立者」という。)へ回答する。

(1) 入札参加者以外の者から提出されたもの

(2) 積算疑義の申立ての対象となる工事等が特定できないもの

(3) 積算疑義が具体的でないもの、その他積算疑義が特定できないもの

(4) 入札前に公表された設計図書等により確認できるもの

(5) 単価が複数想定できる等積算上の不確定な要素で、入札前に質問を行うことにより確認できるもの

(6) 単価設定条件書に記載されている単価の積算根拠に関するもの

(7) 積算内訳書に記載されている数量の積算根拠に関するもの

(8) 積算疑義申立て期間終了後に提出されたもの

(9) その他積算疑義の申立て対象外として判断されるもの

(入札執行者への報告)

第9条 工事等担当課長は、申立者へ回答を行う前に、前条に該当するものも含め、積算疑義申立て回答書（以下「回答書」という。）を作成し、入札執行者へ報告しなければならない。

(申立者への回答)

第10条 市長は、申立者に対し、積算疑義申立て期間の末日を1日目として5日以内（本市の休日を除く。）に当該申立てに対し、回答書により回答するものとする。

(積算疑義申立て回答後の対応)

第11条 積算疑義の申立てがあった入札の取扱いについては、次の各号に掲げる確認結果の区分に応じ、当該各号に定める取扱いとする。

(1) 違算がない場合は、入札事務を続行する。

(2) 違算がある場合は、原則として入札を中止し、入札中止の結果の公表を行う。

2 入札を中止した場合、入札執行者は工事等担当課長及び全ての入札参加者に対して入札の中止を通知しなければならない。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成30年10月1日から施行し、施行の日以後に公告する入札について適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年4月1日から施行し、施行の日以後に公告及び指名通知する入札について適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行し、施行の日以後に公告及び指名通知する入札について適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行し、施行の日以後に公告及び指名通知する入札について適用する。

(第6条関係)

年 月 日

(宛先) 周南市長

(契約監理課経由)

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

電 話 番 号

F A X 番 号

積算疑義申立書

私が入札に参加した下記の工事等に係る積算内容に疑義があるので、積算疑義を申し立てます。

開 札 日	
工事・業務名	
疑義内容	

※ 金額入り積算内訳を確認しないと判明しない事項に限ります。

※ 積算疑義申立て期間は、入札日（開札日）を1日目として3日目（本市の休日を除く）の午後4時までとし、これを過ぎた疑義申立ては受け付けません。

※ 疑義内容は、具体的に記載し、必要に応じて根拠資料を添付してください。

(第9、10条関係)

周 第 号
年 月 日

様

周南市長

積算疑義申立て回答書

年 月 日提出の積算疑義申立てについて、下記のとおり回答します。

開 札 日	
工事・業務名	
疑義申立事項	
回答事項	